

平成26年9月24日

亀山市議会議長 前田 耕一様

提出者

教育民生委員会委員長 福沢 美由紀

議案の提出について

下記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、提出いたします。

記

- ・ 学童保育所の整備を求める意見書の提出について

委員会提出議案第8号

学童保育所の整備を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年9月24日提出

提出者

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

別 紙

学童保育所の整備を求める意見書

学童保育所の整備を求める意見書

急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。

この関連3法の中の「子ども・子育て支援法」では、地域の子育て支援に関する市町村の責任が規定されるとともに、「児童福祉法の一部改正」によって、放課後児童クラブの設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされました。

このことを受け、市では、「亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とすることや、児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画を設けるなど、学童保育の施設や運営に関する基準を定めました。

しかしながら、市内の学童保育所にはこうした基準を満たしていない施設があるほか、学童保育所への入所希望調査では、来年度、複数の学童保育所において定員を大きく上回る数の児童が入所を希望しており、確実に待機児童が発生する見込みです。

よって、市におかれましては、来年度、待機児童が見込まれる学童保育所については、早急に、公費により新たな学童保育所を整備されますよう強く要望いたします。

平成26年9月24日

亀山市議会議長 前 田 耕 一

亀山市長 櫻 井 義 之 様